

平成30年度

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仕組みをお知らせします

30年度の各保険料(税)改定については、介護保険料を『広報みたか』4月1日発行号で、国民健康保険税を同5月6日発行号でお知らせしました。
また、後期高齢者医療保険料については、東京都後期高齢者医療広域連合発行の『東京いきいき通信』Vol.23(3月17日新聞朝刊折り込み)でお知らせしています。
今回は、7月に予定している各保険料(税)の通知書発送に先立ち、賦課の仕組みや納付方法など、制度の概要を紹介します。

	介護保険料 問 高齢者支援課☎内線2687	国民健康保険税 問 保険課☎内線2382	後期高齢者医療保険料 問 保険課☎内線2384														
制度の趣旨	在宅での介護サービス費負担などに対する介護保険制度に基づく保険料		病院などでの医療費負担などに対する医療保険制度に基づく保険税・保険料														
対象者	●65歳以上の方(第1号被保険者) ●被保険者一人ひとりが保険料を支払います ※40～64歳の方(第2号被保険者)は加入している医療保険の被保険者によって保険料の計算や支払い方法が異なります。		●75歳以上の方、一定の障がいがあると東京都後期高齢者医療広域連合から認定された65～74歳の方 ●被保険者一人ひとりが保険料を支払います														
被保険者数(3月末時点)	41,620人(65歳以上の方)		20,180人(東京都全体では約150万人)														
保険料(税)の計算	●65歳以上の方の保険料は本人および同一世帯の住民税課税状況や合計所得金額(注1)に応じ、全15段階のいずれかに決まります(下表)。 三鷹市介護保険料第7期(30～32年度)所得段階別保険料表																
	所得段階	対 象 者	年額保険料(基準額に対する割合)														
	第1段階	住民税非課税で 世帯全員が	・生活保護を受給している方など ・本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円以下の方	27,600円(基準額×0.400)													
	第2段階		本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円超120万円以下の方	44,400円(基準額×0.644)													
	第3段階		本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が120万円超の方	46,800円(基準額×0.679)													
	第4段階	本人が住民税非課税で	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円以下の方	60,000円(基準額×0.870)													
	第5段階		世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の年金収入額とその他の合計所得金額等の合計が80万円超の方	69,000円(基準額)													
	第6段階	本人が住民税課税で	前年の合計所得金額等が120万円未満の方	77,400円(基準額×1.122)													
	第7段階		前年の合計所得金額等が120万円以上200万円未満の方	86,400円(基準額×1.253)													
	第8段階		前年の合計所得金額等が200万円以上300万円未満の方	97,200円(基準額×1.409)													
	第9段階		前年の合計所得金額等が300万円以上400万円未満の方	103,200円(基準額×1.496)													
	第10段階		前年の合計所得金額等が400万円以上600万円未満の方	114,000円(基準額×1.653)													
	第11段階		前年の合計所得金額等が600万円以上800万円未満の方	126,000円(基準額×1.826)													
	第12段階		前年の合計所得金額等が800万円以上1,000万円未満の方	134,400円(基準額×1.948)													
	第13段階		前年の合計所得金額等が1,000万円以上1,500万円未満の方	144,000円(基準額×2.087)													
第14段階	前年の合計所得金額等が1,500万円以上2,000万円未満の方		156,000円(基準額×2.261)														
第15段階	前年の合計所得金額等が2,000万円以上の方		159,600円(基準額×2.313)														
(注1)収入金額(遺族年金、障害年金などの非課税年金を除く年金を含む)から必要経費に相当する額を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の額であり、住民税などを算定する課税標準額とは異なります。																	
各保険税(料)の金額は、前年の所得※により金額が変わる「所得割額」と、加入者1人当たり定額の「均等割額」の合計です。所得金額が一定額以下の世帯には軽減措置があります。国民健康保険税の税率は市で決定しますが、後期高齢者医療制度の保険料率は東京都内で一律です。 ※所得とは、すべての収入金額から必要経費を差し引いたものです。																	
●①基礎課税分(医療分)、②後期高齢者支援金等課税分、③介護納付金課税分の合計額(限度額89万円) ①基礎課税分(課税限度額54万円) 所得割額(算定基礎額(注2)×4.8%) +均等割額(被保険者数×25,900円) ②後期高齢者支援金等課税分(課税限度額19万円) 所得割額(算定基礎額×1.8%) +均等割額(被保険者数×10,000円) ③介護納付金課税分(課税限度額16万円) (40歳～65歳未満の被保険者に課税) 所得割額(算定基礎額×1.4%) +均等割額(被保険者数×12,500円)																	
◆均等割額の軽減 世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)が一定額以下の世帯について、均等割額を軽減します。																	
<table><tr><th>世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)</th><th>軽減割合</th></tr><tr><td>33万円以下</td><td>7割</td></tr><tr><td>33万円+(27万5千円×被保険者数)以下</td><td>5割</td></tr><tr><td>33万円+(50万円×被保険者数)以下</td><td>2割</td></tr></table>			世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)	軽減割合	33万円以下	7割	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	5割	33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割							
世帯の所得の合計(国民健康保険の被保険者でない世帯主を含む)	軽減割合																
33万円以下	7割																
33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	5割																
33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割																
※前年中の所得の申告に基づいて軽減措置を行います。 ※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の所得も加算されます。																	
◆保険税の軽減 後期高齢者医療制度へ移行した方の被扶養者だった方が国民健康保険に加入する場合や、65歳未満の方で会社都合により離職した場合は、保険税を軽減します。																	
●所得割額(賦課のもととなる所得金額(注2)×東京都の所得割率8.80%)と均等割額(43,300円)の合計額(限度額62万円)																	
◆所得割額の軽減 被保険者本人の賦課のもととなる所得金額が一定額以下の場合、所得割額を軽減します。																	
<table><tr><th>賦課のもととなる所得金額</th><th>軽減割合</th></tr><tr><td>15万円以下</td><td>5割</td></tr><tr><td>20万円以下</td><td>2.5割</td></tr></table>			賦課のもととなる所得金額	軽減割合	15万円以下	5割	20万円以下	2.5割									
賦課のもととなる所得金額	軽減割合																
15万円以下	5割																
20万円以下	2.5割																
◆均等割額の軽減 同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額が一定額以下の世帯について、均等割額を軽減します。																	
<table><tr><th colspan="2">世帯の総所得金額等の合計</th><th>軽減割合</th></tr><tr><td>①</td><td>33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほかの所得がない)</td><td>9割</td></tr><tr><td>②</td><td>33万円以下で、①に該当しない</td><td>8.5割</td></tr><tr><td>③</td><td>33万円+(27万5千円×被保険者数)以下</td><td>5割</td></tr><tr><td>④</td><td>33万円+(50万円×被保険者数)以下</td><td>2割</td></tr></table>			世帯の総所得金額等の合計		軽減割合	①	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほかの所得がない)	9割	②	33万円以下で、①に該当しない	8.5割	③	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	5割	④	33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割
世帯の総所得金額等の合計		軽減割合															
①	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほかの所得がない)	9割															
②	33万円以下で、①に該当しない	8.5割															
③	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	5割															
④	33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割															
◆会社の健康保険などの被扶養者だった方の軽減 後期高齢者医療制度加入日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料を軽減します。 ◇均等割額 30年度…5割軽減 31年度以降…加入から2年を経過する月まで5割軽減 ◇所得割額 当面の間、10割(全額)軽減																	
(注2)算定基礎額・賦課のもととなる所得金額(旧ただし書き所得)とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。																	

納付方法	介護保険料	年額18万円以上の年金を受給している方	特別徴収 (年金からの天引き) ※介護保険料は納付方法を選択できません。 ※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、申請により金融機関からの口座振替に変更できます。 普通徴収 (納付書または口座振替による納付) 保険税(料)の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。	納付した介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、確定申告などでの社会保険料控除の対象になります。 ※三鷹市に転入したばかりの方や被保険者になったばかりの方は普通徴収ですが、日本年金機構からの通知に基づき、6カ月～1年後に自動的に特別徴収へ切り替わります。 ※以前から被保険者の方でも、年度の途中で特別徴収から普通徴収へ、または普通徴収から特別徴収へ切り替わる場合があります。
	国民健康保険税	世帯主が国民健康保険税の被保険者で、かつ世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主の年金の年額が18万円以上で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超えない方		
		上記以外の方		
	後期高齢者医療保険料	年金の年額が18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない方		
		上記以外の方		
保険税(料)の納付方法は、前年度から変更になる場合があります。通知書が届いたら必ずご確認ください。				